

【研究報告】

産業廃棄物に関するデータの情報化方法と 行政施策への活用方法の検討

Studies as The Way of Making Industrial Waste Data Base and Application of Political Measure

立尾浩一*、寺内清修*、青木敏春**、池上敏朗***、澤田正平****
 Koichi TACHIO*, Kiyohisa TERAUCHI*, Toshiharu AOKI**, Toshiro IKEGAMI*** and Syouhei SAWADA****

キーワード：産業廃棄物、情報化、行政施策、活用方法

1. はじめに

21世紀を間近にした今日、環境保全に対する人々の意識は飛躍的に向上し、同時にこれらに関連する技術革新にはめざましいものがある。しかしながら、施設整備や資源化の推進が思うように進まない現実もある。

特に、施設整備（処理施設の立地）に関しては、施設設置時の周辺住民との合意形成又は設置後の処理の状態に関する事業者、住民、行政間でのコミュニケーションが十分でないことによる様々なトラブルが発生しており、年々、施設整備の推進を困難にしている。この背景には、住民等に対して情報が十分に提供されないことが、「行政の情報隠し」といった印象を与えており、産業廃棄物行政への不信感になっている面もある。しかし、行政側からすると「出せない」だけでなく、データの整理等が不十分で「出せるデータがない」といったケースも少なくない。

本研究では、情報という手段を用いた産業廃棄物の適正な処理推進のための各種行政施策への活用や情報化方法の検討を実施した。

2. 検討方法

本研究では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び同法施行令に基づき、事業者から行政側へ報告・徴収されている実績報告書、申請書類及びその他行政運営書類等に関する地方自治体の情報及びその情報活用方法について、その現状と課題及び今後の在り

本研究は、当センターの研究奨励金（平成10年度）により実施した。
 * (財)日本環境衛生センター東日本支局環境工学部
 Dept. of Environmental Engineering, East Branch, JESC

方について、地方自治体及びシステムエンジニアの意見を交えて検討（検討会を5回開催）を実施した。

検討項目は、「1) 産業廃棄物に関するデータの情報化の現状と課題」、「2) 今後期待される情報内容とその情報化及び行政施策への活用」について検討した。

3. 検討結果の概要

3.1 産業廃棄物に関するデータの情報化の現状と課題

現在、産業廃棄物の排出及び処理に係わる排出事業者、処理業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び同法施行令に明確に様式が定められているのもだけでも33種類^①の実績報告書や申請書類を行政に報告している。

このうち、施設の設置又は事業の申請時に提出する申請書類が24種類で最も多く、産業廃棄物の排出・処理実績に関する毎年度の報告が義務化されている実績報告書類が9種類ある。これらのデータ類に関する現状と課題を整理すると次のとおりである。

3.1.1 情報化の現状

前述したとおり、産業廃棄物に関するデータ類は、かなり多くのものが事業者から行政へ提出されているにもかかわらず、それらの内容が整理、情報化され公開、公表される内容は意外と少ない。現在、各地方自治体で各種産業廃棄物に関するデータ類

** 東京都清掃局 Tokyo Metropolitan Government
 *** 熊本市環境保全局 Kumamoto City
 **** (株)ワークボックス Work Box Co., Ltd.

が整理、情報化され公表、公開されている一般的なものは次の3つである。

① 産業廃棄物処理業者名簿

許可業者の名称、所在地、許可内容をとりまとめたもの。

② 産業廃棄物の処理実績

収集運搬、中間処分業者の年間の取り扱い量を集計したもの。

③ 特別管理産業廃棄物の排出・処理実績

特別管理産業廃棄物の排出・処理の実績量を集計したもの。

①の産業廃棄物処理業者名簿については、殆どの自治体で冊子にされ公開されている。②、③の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の年間の量的情報は、各自治体で公開、公表されているがその情報の中身や頻度はかなり異なっている。

3.1.2 情報化の課題

多くのデータ類が行政に提出されているにもかかわらず公開、公表される情報が少ない理由を図化したものを図1に示した。

① 提出される書類の多さから情報化する作業が膨大である。(図1のF)

② 申請、報告の書式が煩雑であり、情報化が容易でない。(情報化を想定した書式でないため電子化が容易でない)(図1のF)

また、産業廃棄物の排出・処理実績に関して、毎年度の報告が義務化されている実績報告書(産業廃棄物処理業者が年間の処理実績を報告、特別管理産業廃棄物の排出事業者の排出実績報告など)は、電子化によるデータ管理を実施している地方自治体は比較的多いが、その情報を十分に活用しているケースは少なく、その主な理由として、次の3点があげられる。

① 電子化されたデータが膨大であるため、入力データの確認及び整備が不十分で、公表、公開に至っておらず、行政の内部データとして保管されている。(図1のG)

② 特に報告データそのものの数量や単位の記入不備、事業者からの報告が全数でない等の理由により、集計値の信頼性が疑問視されており、行政施策に活用される事が少ない。(図1のJ、K、M)

③ 事業者からの報告期限が守られないケースも多く、また効率的な電子化が進んでいない事により情報化に長期間を要し、情報化された時には内容がかなり過去のものとなってしまうものも少なくない。(図1のI、L、N)

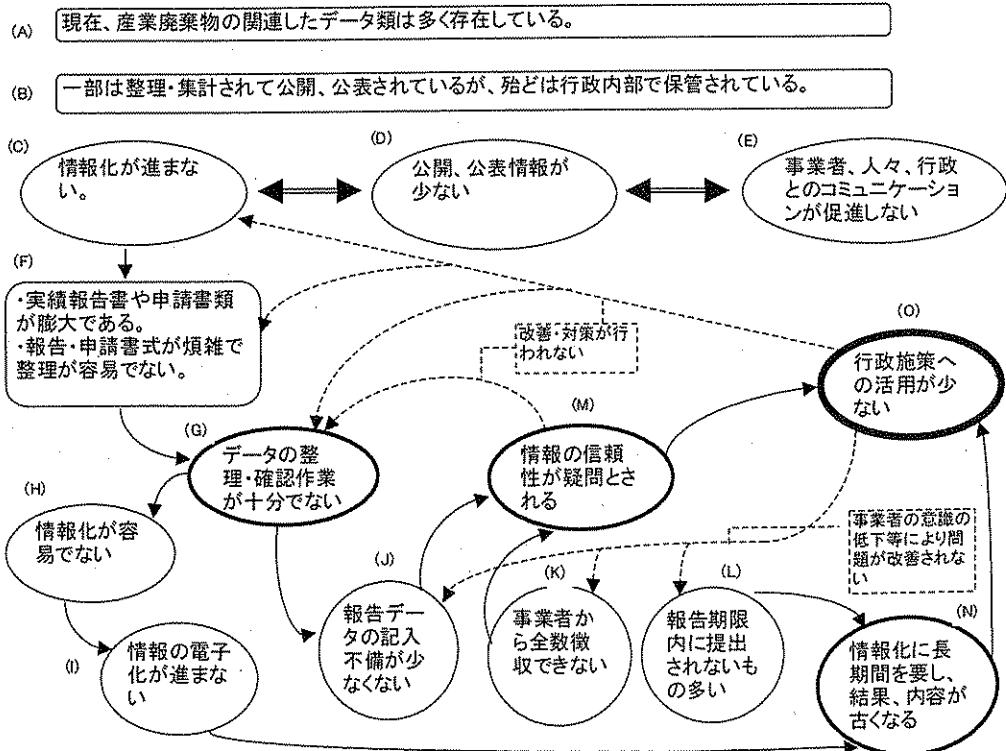


図1 産業廃棄物に関するデータの情報化の現状の課題

以上のことから、これらのデータ類が行政施策に活用されないケースが多く、この活用されないことが、各種課題の改善・対策へ進展せず、更に報告者である事業者自身の意識（報告の重要性）の低下により記入不備や未報告の改善が行われないといった悪循環を繰り返している。

3.2 情報化の推進対策

地方自治体では、各種の申請書類や実績報告書を電子化し、情報化する意義はあると考えられているが、実際には、3.1で記述した課題等により、情報化が進んでいない。このため、現行での各地方自治体の対応は、住民等の要望により場当たり的に情報の公表、公開を実施している状況である。

図1に示した課題をクリアするための改善・対策案として、次の4項目が考えられる。

① 情報の公開、公表を促進する。（図1のO）

収集された情報を行政内部資料に留めず、データ提供者である事業者に公表、公開を行う。

この事は、報告類の提出率アップ及び記入不備の低減となり、情報の正確性向上となる。また、正しい認識の啓発及び信頼関係を住民等と構築するためにも、多方面への発信を行う。

② 情報の信頼性の向上及びスピード化を図る。（図1のM、G、N）

電子処理を用いた情報化を行うなどにより、多面的なデータ整備や分析を行い、とりまとめのスピード化を図る。また、データを蓄積することで、時系列的な解析はもちろんのこと、時系列的なデータ整備により、より安定した集計値等が得られる体制を図る。更に、記入ミスの防止や効率的な情報化を図るために報告様式の見直し等を検討する。

これらを踏まえ、情報の活用方法を以下にとりまとめた。

③ 行政内部での活用

地方自治体で実施している各種産業廃棄物に関する調査類へ活用することで、各種調査内容及び結果の充実に活用。また、情報の正確性や敏速性により、廃棄物問題の未然防止・抑止対策に活用。

④ 事業者、住民への情報発信での活用

事業者への情報還元により、自らの廃棄物処理のレベルアップ施策へ活用。また、住民等多方面へ情報を発信することで、多方面の人々から産業廃棄物の排出・処理に関する監視体制及び理解を深める施策の活用。

3.3 情報化モデルの検討

3.2で述べた情報化の推進対策及び情報化が期待される事項など、情報の一元化を想定し、情報化モデルの検討を行った結果を図2に示す。

整理に当たっては、情報の基になるデータ類の属性により「企業運営・管理情報」と「行政運営情報」の2つに分けた。前者は、産業廃棄物処理業者や産業廃棄物の排出事業者に関するデータ類であり、後者は行政が産業廃棄物行政事務を執行する行政マニュアルや行政計画類である。

また、この2区分を基本として各情報の性格から更に11区分した。

図2に示した情報項目について、個々の情報内容等を次に記述する。

1) 品質・管理情報（図2のA）

品質・管理情報は、企業の事業活動に伴う産業廃棄物の排出・処理に関する状況を想定したものであり、いわゆる実績報告書関係のデータ類である。ここでは、更に産業廃棄物の量的情報（A1）と廃棄物の分析結果（最近のダイオキシン関係もここで想定している）の質的情報（A2）に区分した。

2) 事業のための基本的事項（図2のB）

事業のための基本的事項は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び同法施行令に基づき、事業者から行政側へ報告・徴収されている実績報告書、申請書類の提出、報告状況を整理した情報を想定したものである。

3) 企業レベルアップ情報（図2のC）

企業レベルアップ情報は、事業者の環境保全に対する姿勢を表す情報である。ISOの取得や廃棄物に関する協定書などを想定したものである。

4) 行政管理情報（図2のD）

行政管理情報は、行政処分や指導等が行われた事業者の実態に関する情報を想定したものである。

①企業運営・管理情報(産業廃棄物処理業者や排出事業者から徴収、報告された情報)

A ; 品質・管理の情報	A 1 ; 量的情報	排出・処理の実績量、処理方法別実績、中間処理業者の処分先など
	A 2 ; 質的情報	廃棄物の分析結果、製品の組成・成分、排ガス・排水等の分析結果
B ; 事業のための基本的事項	排出事業者、処理業者が事業を行うに当たり、必要書類などをきちんと行政へ報告、提出しているか。	
C ; 企業レベルアップ情報	ISO、協定書、リサイクル率、環境会計等の企業の廃棄物に対する姿勢を表すもの。	
D ; 行政管理情報	D 1 ; 行政処分情報	行政より処分を受けた場合の処分暦、処分内容
	D 2 ; 行政指導情報	行政より指導を受けた場合の指導暦、指導内容
	D 3 ; 企業役員等の情報	企業役員等の処罰、本籍、生年月日など
	D 4 ; 訴訟情報	訴訟に関するもの
E ; 行政調査報告	実態調査、各種企業から徴収・報告等の調査報告書など	

②行政運営情報(産業廃棄物行政事務を執行する行政マニュアルや計画情報)

F ; 行政執行要綱情報	行政処分要綱、許可申請審査要綱、事業者表彰制基準など
G ; 行政運営計画情報	年度立入計画、調査計画、指導計画、処理計画など

図2 情報の一元化を想定した検討モデル

5) 行政調査報告(図2のE)

行政調査報告は、地方自治体が実施した各種調査報告に関する情報を想定したものである。

6) 行政運営情報(図2のF、G)

行政運営情報は、地方自治体が行政事務を執行する場合のマニュアルとなる要綱類や行政施策の執行計画類（これらの文書類に基づき行政処分、行政指導、施策の執行が行われている。）であり、これらの行政運営情報を想定したものである。

4. 今後の検討

今後、各種情報を一元化するモデルシステムを作成し、図2に示した情報項目の更なる具体化及び情報収集体制、情報の発信体制（公表、公開）の具体化を引き続き検討することとしている。

また、個別企業の情報は、企業秘密や個人情報の保護、プライバシーの保護等の関係から情報の公開、公表時に特別な配慮が必要であるため、個別企業の情報の発信体系や個別企業情報でなく集計・整理による情報の活用方法も検討する予定である。

5. まとめ

現在、情報公開等の社会的なニーズが高まるなかで、部分的であるが行政が持つデータ類の公表、公開の動きがあり、今後、多様な情報の公開が求められるものと予想される。

このような情報化社会の流れに対応するためにも、既存のデータ類の情報化を急ぐ必要があると思われる。その際、現状の産業廃棄物の諸問題に対して有効に活用するため、次の事項に配慮する必要がある。

- ① 産業廃棄物の諸問題の解決をパートナーシップで取り組むためにも情報活用の視点を行政中心から産業廃棄物の排出事業者、処理業者、住民への情報提供を意識した情報化が必要である。
- ② 広域処理される産業廃棄物対策には、これに対応した情報化（自治体間の情報を共有化）が必要である。

これまで、雑多に収集した産業廃棄物に関するデータについて今回の研究により、理想とする情報化の形式をある程度まとめることができた。なお、本研究にてとりまとめた情報化のすべてを短期間で

実現することは容易ではないが、部分的であれ、地方自治体にて採用又は検討されることを望むものである。

参考文献

- 1) 財団法人日本環境衛生センター、平成10年度版
廃棄物処理法法令集3段対照、pp324-345
- 2) 北村喜宣、産業廃棄物行政と情報開示・提供、
廃棄物学会誌、1998、Vol. 9、pp434-443